

## ユーキヤンの調剤事務 お仕事マニュアル 第2版

## 訂正のお知らせとお詫び

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容に以下のような訂正事項がございました。お詫びして訂正申し上げます。

なお、発行年月日により対象となる訂正箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、訂正していただきますようお願いいたします。

■「第2版 第1刷（2024年10月4日発行）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後	訂正日																												
P.45	知って安心！こんなときどうする？／④／回答の1行目	患者さんの同意があれば診療・薬剤情報は <u>過去3年分</u> のデータを～	患者さんの同意があれば診療・薬剤情報は原則として <u>過去5年分</u> のデータを～	2025.12.26																												
P.48	図1-6 後期高齢者医療制度の保険証の一例／<紙>／「生年月日」と「資格取得年月日」の欄	<table border="1"> <tr> <td>生年月日</td> <td>②昭和<u>15年</u>12月30日</td> </tr> <tr> <td>資格取得年月日</td> <td>⑪平成<u>30年</u>4月1日</td> </tr> </table>	生年月日	②昭和 <u>15年</u> 12月30日	資格取得年月日	⑪平成 <u>30年</u> 4月1日	<table border="1"> <tr> <td>生年月日</td> <td>②昭和<u>5年</u>12月30日</td> </tr> <tr> <td>資格取得年月日</td> <td>⑪平成<u>20年</u>4月1日</td> </tr> </table>	生年月日	②昭和 <u>5年</u> 12月30日	資格取得年月日	⑪平成 <u>20年</u> 4月1日	2025.4.11																				
生年月日	②昭和 <u>15年</u> 12月30日																															
資格取得年月日	⑪平成 <u>30年</u> 4月1日																															
生年月日	②昭和 <u>5年</u> 12月30日																															
資格取得年月日	⑪平成 <u>20年</u> 4月1日																															
P.48	図1-6 後期高齢者医療制度の保険証の一例／<カード>／「生年月日」と「資格取得年月日」の欄	生年月日 昭和 <u>15年</u> 12月30日 資格取得年月日 平成 <u>30年</u> 4月1日	生年月日 昭和 <u>5年</u> 12月30日 資格取得年月日 平成 <u>20年</u> 4月1日	2025.4.11																												
P.58	黄色枠内／4行目	・介護サービスを利用する際の負担は所得に応じて <u>1割もしくは2割</u>	・介護サービスを利用する際の負担は所得に応じて <u>1割、2割、3割</u>	2025.12.26																												
P.260	表／調剤報酬／薬剤調製料と調剤管理料	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">薬剤調製料</td> <td>Rp1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>Rp2</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>Rp3</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調剤管理料</td> <td>Rp1</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>Rp2</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>Rp3</td> <td></td> </tr> </table>	薬剤調製料	Rp1	24	Rp2	24	Rp3		調剤管理料	Rp1	60	Rp2	60	Rp3		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">薬剤調製料</td> <td>Rp1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>Rp2</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>Rp3</td> <td><u>24</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調剤管理料</td> <td>Rp1</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>Rp2</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>Rp3</td> <td><u>60</u></td> </tr> </table>	薬剤調製料	Rp1	24	Rp2	24	Rp3	<u>24</u>	調剤管理料	Rp1	60	Rp2	60	Rp3	<u>60</u>	2026.1.30
薬剤調製料	Rp1	24																														
	Rp2	24																														
	Rp3																															
調剤管理料	Rp1	60																														
	Rp2	60																														
	Rp3																															
薬剤調製料	Rp1	24																														
	Rp2	24																														
	Rp3	<u>24</u>																														
調剤管理料	Rp1	60																														
	Rp2	60																														
	Rp3	<u>60</u>																														
P.260	表／調剤報酬／合計欄	合計 <u>213</u> 点	合計 <u>297</u> 点	2026.1.30																												

次ページへ続く

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後	訂正日
P.261	【調剤報酬】／・薬剤 調製料／Rp3／2行目	～Rp1と同じ用法となり、Rp1とRp3 は「1剤」とカウントされ0点となる。	～はRp1と同じ用法となる。用法が同 じ場合は「1剤」とカウントされるた め0点となるが、チュアブル錠は普通 錠とは別剤としてカウントできるた め24点を算定する。	2026.1.30
P.261	【調剤報酬】／・調剤 管理料／Rp3	薬剤調製料同様、Rp1と同じ用法のた め0点となる。	薬剤調製料同様、チュアブル錠は普通 錠とは別剤としてカウントできるた め60点を算定する。	2026.1.30

■ 「第2版 第2刷（2025年7月1日発行）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	訂正前	訂正後	訂正日																												
P.45	知って安心！こんなと きどうする？／④／回 答の1行目	患者さんの同意があれば診療・薬剤情 報は <u>過去3年分</u> のデータを～	患者さんの同意があれば診療・薬剤情 報は <u>原則として過去5年分</u> のデータを～	2025.12.26																												
P.58	黄色枠内／4行目	・介護サービスを利用する際の負担は 所得に応じて <u>1割もしくは2割</u>	・介護サービスを利用する際の負担は 所得に応じて <u>1割、2割、3割</u>	2025.12.26																												
P.260	表／調剤報酬／薬剤調 製料と調剤管理料	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">薬剤調製料</td> <td>Rp1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>Rp2</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>Rp3</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調剤管理料</td> <td>Rp1</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>Rp2</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>Rp3</td> <td></td> </tr> </table>	薬剤調製料	Rp1	24	Rp2	24	Rp3		調剤管理料	Rp1	60	Rp2	60	Rp3		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">薬剤調製料</td> <td>Rp1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>Rp2</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>Rp3</td> <td><u>24</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調剤管理料</td> <td>Rp1</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>Rp2</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>Rp3</td> <td><u>60</u></td> </tr> </table>	薬剤調製料	Rp1	24	Rp2	24	Rp3	<u>24</u>	調剤管理料	Rp1	60	Rp2	60	Rp3	<u>60</u>	2026.1.30
薬剤調製料	Rp1	24																														
	Rp2	24																														
	Rp3																															
調剤管理料	Rp1	60																														
	Rp2	60																														
	Rp3																															
薬剤調製料	Rp1	24																														
	Rp2	24																														
	Rp3	<u>24</u>																														
調剤管理料	Rp1	60																														
	Rp2	60																														
	Rp3	<u>60</u>																														
P.260	表／調剤報酬／合計欄	合 計 <u>213</u> 点	合 計 <u>297</u> 点	2026.1.30																												
P.261	【調剤報酬】／・薬剤 調製料／Rp3／2行目	～Rp1と同じ用法となり、Rp1とRp3 は「1剤」とカウントされ0点となる。	～はRp1と同じ用法となる。用法が同 じ場合は「1剤」とカウントされるた め0点となるが、チュアブル錠は普通 錠とは別剤としてカウントできるため 24点を算定する。	2026.1.30																												
P.261	【調剤報酬】／・調剤 管理料／Rp3	薬剤調製料同様、Rp1と同じ用法のた め0点となる。	薬剤調製料同様、チュアブル錠は普通 錠とは別剤としてカウントできるため 60点を算定する。	2026.1.30																												